

## 杉並区住宅マスタープランの改定方針について

平成26年3月に改定した杉並区住宅マスタープラン（以下「住宅マスタープラン」という。）は、計画終期を令和3年度としていることから、以下のとおり改定を行うこととしたので、報告します。

### 1 改定方針

- これまでの住宅施策の進捗状況等を踏まえ、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の居住支援の充実や、空家等相談窓口をはじめとした総合的な空家等対策などに引き続き取り組むこととする。
- 住宅を取り巻く課題として、管理不全のマンションが周辺環境へ深刻な影響を及ぼすおそれが指摘されていることから、国及び東京都の新たな動向を踏まえ、マンションの適正な管理を促す取組を充実する。
- 杉並区基本構想（以下「基本構想」という。）及び杉並区まちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）との整合を図るとともに、区の関連計画や、国の住生活基本計画及び東京都住宅マスタープランを踏まえた計画とする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和4年度に改定予定である基本方針や、基本構想等との整合を図るため、令和5年度から令和12年度までとする。

ただし、基本方針等の改定状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

### 3 計画期間の変更

改定後の住宅マスタープランの計画の始期を令和5年度とすることに伴い、現行住宅マスタープランの計画終期を令和3年度から令和4年度へ変更する。

### 4 改定の進め方

杉並区住宅施策推進会議において、住宅マスタープランの改定に向けた検討を進める。

### 5 今後のスケジュール（予定）

- |      |     |                          |
|------|-----|--------------------------|
| 令和4年 | 11月 | 計画案を都市計画審議会及び都市環境委員会へ報告  |
|      | 12月 | 区民等の意見提出手続の実施            |
| 令和5年 | 2月  | 改定計画を都市計画審議会及び都市環境委員会へ報告 |